

令和5年度紫波町内部統制評価報告書

町は、次のとおり紫波町内部統制に係る報告書を作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

紫波町内部統制基本方針（令和2年10月12日策定）は随時見直しを図りながら、当該基本方針に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の取組を推進しています。

当町の内部統制は、内部統制におけるそれぞれの取組が一体となって機能することにより、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。内部統制の目的の達成を阻害する潜在的なリスク及び環境変化に伴い新たに生じるリスクについては、その発現を防止するため、内部統制の取組の見直しを適宜行っています。令和5年度においては契約事務におけるプロポーザル手続の画一化を図り、事務の適正な執行を確保するための取組を行いました。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、基本方針2に規定する対象事務（財務に関する事務）に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記の評価手続により評価を実施したところ、財務に関する事務を対象に実施した書類検査で書類作成上不適当な事項が発見されたものの、評価基準日において重大な不備に当たる事案はなく、また、内部統制の取組が個々の職員により着実に推進されていると評価しました。

このことから、町の内部統制は有効に整備され、運用されていると判断しました。

4 重大な不備の是正に関する事項

重大な不備に当たる事案がないので、記載すべき事項はありません。

令和6年7月19日

紫波町長

